

国住指第462号  
国住参建第4474号  
国住生第298号  
令和8年3月12日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
参事官（建築企画担当）  
住宅生産課長  
（公印省略）

建築基準法における構造方法等の認定等に係る申請を要しない変更の追加について（通知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）の申請を要しない変更については、令和3年6月30日付国住指第1233号・国住生第136号「建築基準法における構造方法等の認定等における申請を要しない変更について（通知）」を発出したところですが、当該通知について新たに別紙の取扱いを追加するので通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長等指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しても、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

建築基準法における構造方法等の認定等に係る申請を要しない変更に関する取扱いについて

令和8年3月12日追加分

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）について、以下の1. に該当する変更があった場合には、以下の2. に掲げる対象となる認定等について申請を要せずに、以下のとおり認定番号を読み替えて差し支えない。

#### 1. 認定番号の読み替えをして差し支えない大臣認定の変更

##### 【対象となる変更】

- (1) 防耐火構造、防火設備、防火材料の大臣認定について、変更前の大臣認定取得時の試験結果により認められる範囲内の仕様で、大臣認定を変更するものであって、以下に掲げる①から③までに該当するもの
- (2) 法第37条第2号の規定に適合する大臣認定について、製品仕様を変更せずに、試験によって品質基準の変更を行うものであって、以下に掲げる①及び③に該当するもの

##### 【対象となる変更の要件】

- ① 変更認定の申請に際して、変更前の大臣認定からの変更内容並びに変更前の大臣認定の引用先を添えて、申請者から国土交通省に認定番号の読み替えに係る申請がされたもの
- ② 大臣認定の変更を行うにあたり、変更後の大臣認定の仕様が、変更前の大臣認定において当時の試験結果により認められる範囲内の仕様であるものとして、指定性能評価機関において新たな試験を要しない性能評価（検証試験結果等に基づく仕様の拡張をしないものに限る）がなされ、国土交通大臣の確認を受けたもの
- ③ 変更認定の認定書において、当該認定に適合するものは変更前の大臣認定に適合するものであるとみなして差し支えない旨付記されたもの

##### 【対象となる変更の具体例】

具体的には、次のような事例が想定される。

###### (1) の例

- 変更前の大臣認定取得時の試験により認められる仕様を追加する
- 当初の認定では複数の仕様が認められていたが、変更認定時にそのうちの一部のみの仕様に変更された認定を再び複数の仕様に変更する

###### (2) の例

- 免震材料において、製品仕様の変更を行わないが、試験をして基準面圧（品質基準値）について変更を行う

## 2. 対象となる認定等と読み替えてよい内容

当該変更をした新認定については、変更前の大臣認定を用いた認定等において、「新認定の認定番号」を「変更前の認定番号」に読み替えて適用して差し支えない。

- ・ 建築基準法第68条の10第1項の規定による型式適合認定
- ・ 建築基準法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証
- ・ 建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による構造方法等の認定（1.（2）の法第37条第2号の認定変更の場合に限る。）
- ・ 建築基準法第68条の26第1項（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等の認定（1.（2）の法第37条第2号の認定変更の場合に限る。）
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第1項の規定に基づく住宅型式性能認定
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づく型式住宅部分等製造者の認証
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第58条第1項の規定に基づく特別評価方法認定（1.（2）の法第37条第2号の認定変更の場合に限る。）